業務委託一者特命随意契約結果一覧(令和3年4月~6月契約分)

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

※令和5年11月30日、342番~345番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
1	浜松市地域防災無線保守点検 業務	静岡日電ビジネス株式 会社 浜松支店	R3. 4. 1	11, 088, 000	当該無線装置は製造元であるNECの独自仕様システムの統制台、制御装置、通信回線等により整備されている。そのため、NECの関連会社でないと業務を適切に実施することができない。市登録業者では指名業者のみに限定される。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	危機管理監 危機管理課 (電話:053-457-2537)
2	令和3年度防災情報放送及び 制作業務	浜松エフエム放送株式 会社	R3. 4. 1		ニティFM放送会社が保有する放送機器を活	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	危機管理監 危機管理課 (電話:053-457-2537)
3	浜松市防災アプリ運用管理業 務	株式会社浜名湖国際頭 脳センター	R3. 4. 1	1, 221, 000	「浜松市防災アプリ」は、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したものであり、当該事業者でなければ適正な運用ができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	危機管理監 危機管理課 (電話:053-457-2537)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
4	令和3年度 人事考課研修 (基礎編、育成面談編)業務 委託	学校法人 産業能率大学	R3. 4. 5	1, 670, 562	浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の 立案に携わっており、本市の実際の制度運用 に則した研修を実施する上で、他の事業者に 代替することは困難であるため。また、過去 の人事考課研修において、受講者から高い評 価を受けているため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部人事課 (電話:053-457-2088)
5	キャリアデザイン研修業務委 託	株式会社ビーコンラー ニングサービス	R3. 4. 20	1, 498, 840	から2年目となる。また、これまでのキャリ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部人事課 (電話:053-457-2088)
6	包括外部監査	岡野 英生	R3. 4. 1	14, 616, 000	定の者をその者の能力、識見等を熟知してい	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部政策法務課 (電話:053-457-2798)
7	業務改革・改善活動支援業務	コニカミノルタ株式会 社 デジタルワークプレイ ス事業本部	R3. 6. 28		できる事業者を広く選定するため、公募型プ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部政策法務課 (電話:053-457-2244)

番号	 業務委託の名称 	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
8	浜松市職員のストレスチェッ ク及び研修等事業	株式会社フジEAPセ ンター	R3. 4. 26		快宜の調宜、万州、ての仮の介入、よに笠牛	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	総務部職員厚生課 (電話:053-457-2386)
9	令和3年度浜松市若年層向け 情報発信業務	株式会社SBSプロ モーション浜松支社	R3. 6. 1	4, 400, 000	プロポーザルを行い、企画提案の内容を審査	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部 広聴広報課 (電話:053-457-2021)
10	令和3年度浜松市広報動画制 作業務	株式会社日本旅行 浜 松支店	R3. 6. 1	7, 260, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部 広聴広報課 (電話:053-457-2021)
11	令和3年度広報紙編集機材保 守業務	富士フイルムビジネス イノベーションジャパ ン株式会社	R3. 4. 1		蔵と豊富な栓験を有する人ダッノの帷保にも	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部広聴広報課 (電話:053-457-2021)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
12	浜松市多文化共生センター業 務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	31, 790, 000	当業務は、多文化共生を推進する拠点として、自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部国際課 (電話:053-457-2359)
13	浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1		入国管理や法務等の専門機関との連携を図る	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部国際課 (電話:053-457-2359)
14	令和3年度浜松市における地 域日本語教育の総合的な体制 づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	13, 596, 000	当業務は、地域日本語教育について総合的な推進するものであり、実施にあたっては、文化庁地域日本語コーディネーター研修制度を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要となる。日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備することができるのは(公財)浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部国際課 (電話:053-457-2359)
15	外国人の子どもの不就学ゼロ 作戦事業(浜松市外国人の子 供の就学促進業務)	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1	39, 864, 506	る子供のカウンセリングを行う心理士を共に	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部国際課 (電話:053-457-2359)

番号	 業務委託の名称 	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
16	浜松市外国人学習支援セン ター業務	公益財団法人浜松国際 交流協会	R3. 4. 1			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部国際課 (電話:053-457-2359)
17	令和3年度行政情報系ネット ワーク運用業務	日本電気株式会社浜松 支店	R3. 4. 1	15, 800, 400	現在のネットワーク構築は日本電気が行ったもので、日本電気が独自にカスタマイズした著作物(プログラム等)であり、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
18	令和3年度業務端末システム ドメイン移行及び運用保守業 務	日本電気株式会社浜松 支店	R3. 4. 1		で、独自にカスタマイズした著作物(プログ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
19	令和3年度LGWANネット ワーク運用業務	日本電気株式会社浜松 支店	R3. 4. 1			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
20	令和3年度二要素認証システ ム運用保守業務	日本電気株式会社浜松 支店	R3. 4. 1		なるとキュリアイン人アムじめり、者作権の	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
21	令和3年度地域情報系ネット ワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R3. 4. 1			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
22	令和3年度ネットワーク連携 システム運用業務	富士通株式会社浜松支店	R3. 4. 1	3, 814, 800		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
23	令和3年度パソコン監視・遠 隔制御システム等運用保守業 務	遠鉄システムサービス 株式会社	R3. 4. 1	3, 113, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
24		株式会社インフォマ ティクス	R3. 4. 1	7, 370, 000	本システムはインフォマティクスの著作物 (プログラム)を導入しており、運用保守及 び機器更新のためのシステム設定等は他の事 業者では不可能なため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
25		公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	R3. 4. 1	169, 953, 500	て事前の調査方法や法務局との協議内容が異		財務部アセットマネジメント 推進課 (電話:053-457-2276)
26	令和3年度市単独事業阿蔵山 自然環境配慮業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 15			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部アセットマネジメント 推進課 (電話:053-457-2276)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
27	浜松市本庁舎非常用発電機保 守点検業務委託	ヤンマーエネルギーシ ステム株式会社名古屋 支店	R3. 4. 1	2, 970, 000	本設備は、ヤンマーエネルギーシステム㈱が設計製作したもので、点検にあたっては、メーカー独自のノウハウが必要であり故障原因の解析については、製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに万一の事故時には、原因を整急に調査し速やかに復旧するためには当該発電機の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならないため、ヤンマーエネルギーシステム㈱との随意契約とする。		財務部アセットマネジメント 推進課 (電話:053-457-2278)
28	令和3年度 建設総合情報システム保守業務	株式会社浜名湖国際頭 脳センター	R3. 4. 1		であり、本業務を履行できる唯一の者である	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部技術監理課 (電話:053-457-2426)
29		株式会社浜名湖国際頭 脳センター	R3. 4. 28	2, 134, 000	構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部技術監理課 (電話:053-457-2426)
30	令和3年度浜松納税意識啓発 業務	浜松納税意識啓発市民 会議	R3. 4. 1	2, 500, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部税務総務課 (電話:053-457-2141)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
31	令和3年度浜松市固定資産税 評価地理情報システム保守運 用及び改修業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	6, 270, 000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部資産税課 (電話:053-457-2629)
32	令和3年度標準宅地の時点修 正実施のための意見書作成業 務	静岡県不動産鑑定協同 組合、一般財団法人不 動産研究所浜松支所、 中部ガス不動産株式会 社特定業務委託共同体	R3. 6. 18	9, 982, 500	仕様書に定める業務従事者の条件を満たす者 を業務従事させることができる者は、今回指 名する共同企業体以外には存在しない (結成 できない) ため	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部資産税課 (電話:053-457-2629)
33	浜松市固定資産税土地評価支 援業務	一般財団法人日本不動 産研究所浜松支所	R3. 6. 25	84, 414, 000	事情を熟知し、市内での豊富な鑑定実績を有	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部資産税課 (電話:053-457-2629)
34	浜松市滞納整理業務BIツール 環境運用及び保守業務	日本電気株式会社 浜 松支店	R3. 4. 1		BIツールを構成する機器の障害発生時の原因分析、復旧作業を迅速に対応するためには、BIツールに関する構成を正確に把握している必要がある。 また、BIツールの運用支援に関しても、利用するテンプレートは日本電気株式会社所有であり、日本電気株式会社と契約しなければ利用できないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部収納対策課 (電話:053-457-2268)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
35	浜松市小中学校向け「消費者 が主役の社会をめざして」消 費者教育教材作成業務	公益財団法人消費者教 育支援センター	R3. 5. 25		指名業者は、内閣府及び文部科学省の認可を 受けて設立された公益財団で、消費者教育に 関する専門機関である。国の消費者教育施第 や学習指導要領に精通し、消費者教育の調 査、研究のほか、教員研修や教材作りにも い専門性を有している。このような業者は他 に存在せず、本市では平成27年度以降継続し て教材開発業務を委託しており、これまでの 成果を生かして地域に合った教材を作成でき る業者は他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部市民生活課 くらしのセンター (電話:053-457-2635)
36	令和3年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R3. 4. 1	2, 460, 500	浜松市自治会連合会は、市内の全自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務をすべての単位自治会で円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2094)
37	令和3年度浜松学生ボラン ティアネットワーク事業運営 業務	学生FRESH	R3. 4. 1		当該団体は、本市を拠点に活動する学生の任 意団体である。社会貢献活動を実践してきた 経験を生かし、市民、市民活動団体、事業者 及び市と学生のマッチング相談、学生への助 言や既存の学生団体との連携等を行うことが できる学生団体は他には見られないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2094)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
38	令和3年度浜松市子ども中山 間地域交流事業業務	山ノ舎	R3. 4. 1		・甲臼甲田间地域の伯祖や映旭設及の地域団	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)
39	令和3年度浜松山里いきいき 応援隊マネジメント業務	天竜デザイン事務所	R3. 4. 1			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)
40	令和3年度 中山間地域ラジ オ発信事業業務	浜松エフエム放送株式 会社	R3. 4. 1	1, 716, 000	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域 に密着した生活情報を市内都市部にタイム リーに発信する必要があり、浜松市内に放送 局を構え、市内都市部を中心に放送している 市内唯一のコミュニティエフエム放送局であ るため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
41	令和3年度ジュニアオーケス トラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1		ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って求められる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青かられる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青かられる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、青かとの音楽団体育成を当財団が取り組むべきの事業として位置付けており、これまでの連携の事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことからは本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2417)
42	令和3年度ジュニアクワイア 浜松育成事業	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1	10, 730, 999	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学をを行していくことが最も重要であり、求めらる。 公益財団法人浜松市文化振興財団は、、きの音楽団体育成を当財団が取り組むべきの事業として位置付けており、これまでの事業として位置付けており、これまでの事業として位置行けており、これまでの事業として位置付けており、この事業を通して各学校関係者や保護者との間に深い信頼関係を築いている。このことからに本事業を遂行できる団体は当財団をおいてほかにない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2417)
43	令和3年度まちなかコンサー ト開催事業	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1		(公財) 浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。本事業を実施する上で、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、多くの音楽団体とネットワークを築いている当財団しかできないため委託業者として選定した。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2417)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
44		公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1	31, 012, 999	代わって担ってきている。この豊富な実績に	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2417)
45	令和3年度 浜松版アーツカウンシル運営業務委託	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1	29, 897, 998	本業務は創造都市実現を目指す本市の重要施策である、浜松版アーツカウンシルを設置し、運営する業務であり、実施にあたっては本市の文化事業に関し豊富な経験、専門知的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかに無いことから、同財団を特命の事業者として選定する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2301)
46	令和3年度協働センター・ふ れあいセンター等主催事業参 加者団体補償制度費用保険	有限会社ロス・コントロール	R3. 4. 1		市主催事業の参加者及び施設管理運営ボランと ティアが事業参加中または往復途上中に担何 た傷害及び特定疾病の補償に対所たに契約を には対所を に関係した現約を に関係した現約を に関係した現約を に関係した現的を が適用されなら、年度 に関係した。 のよりで、現行の保険を継続契約する場合に は、内に支払がが高明とから は、内に支払いりが摘要されることがで は、内に支払いりが病がである。 にのことから、対象者への保険を途切れなり になく、契約のを継続する手契かと になく、契約の継続については、 になく、契約の継続になる になく、 になく、 になく、 になる代理店である にないる代理店である にないる代理店である にないる代理店である にいるできないため 1者特命とする。		市民部 創造都市・文化振興課 (電話:053-457-2413)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
47	令和3年度浜松市スポーツス タートアップ事業	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会	R3. 4. 1		本事業については、市民ニーズに対応し、競技種目を限定せずに、幅広い教室及びイベントの開催が求められる。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率の向上を図るとともに、各競技団体を統括していることから、種目ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
48	令和3年度浜松市トップアス リート連携事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R3. 4. 1		本事業の実施にあたっては、地域の実情や子どもの指導方法、各競技特性、スポーツ活動の意義を熟知しているとともに、市・トップアスリート・学校等の三者との連絡調整が求められる。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率向上を図るとともに、浜松市小学校体育連合や浜松市中学校体育連盟を加盟団体として統括していることから、本事業の目的を適切に達成できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
49	令和3年度浜松市民スポーツ 祭開催事業	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会	R3. 4. 1	6, 427, 000	ポーツ協会は、市と両輪となって本市のス	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
50	令和3年度浜松市地域スポー ツ振興事業	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会	R3. 4. 1	9, 229, 999	地域体育大会や各種スポーツイベントを実施するためには、本事業に関する知識・経験とともに各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。(公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ実施率の向上を図るとともに、各校区体育振興会的統括していることから、種目ごとに効率に展開・実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
51	令和3年度浜松市ジュニア選 手育成強化事業	浜松市中学校体育連盟	R3. 4. 1		である。強化指定選手を選考するにあたり、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
52	古橋廣之進記念浜松市総合水 泳場(ToBi0)運営事業運営監 視支援業務	パシフィックコンサル タンツ株式会社 静岡 事務所	R3. 4. 1	4, 125, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
53	Torcida BRASILサポートセン ター等業務	株式会社ヒト・コミュ ニケーションズ 浜松 営業所	R3. 4. 1		令和2年度に公募型プロポーザルで選定され本業務を受託した㈱ヒト・コミュニケーションズ浜松営業所は、トルシーダ名簿の作成・管理、窓口設置(コールセンター)によるトルシーダとの連絡調整、研修会の実施や研修動画の配信を行ってきた。これまでに蓄積されたトルシーダに関するノウハウによりコールセンター業務円滑に進められることや、やり取りを通じて得られたトルシーダからの信頼関係を有することから、引き続き㈱ヒト・コミュニケーションズ浜松営業所に委託することが適当である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
54	ブラジルホストタウンアドバ イザー業務	石川 エツオ	R3. 4. 1		の協定締結、各競技団体の浜松合宿、市長以	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
55	令和3年度 地域遺産セン ター公開展示エリアに係るデ ジタル機器保守管理業務	株式会社アコード	R3. 4. 1	1, 537, 800	展示公開エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、機器とソフトの設定や取扱いに精通した業者でないと不具合の原因になる。設置業務を行った業者以外では円滑な保守管理を行うことができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部文化財課 (電話:053-542-3660)
56	第7次図書管理電算システム 保守管理業務	株式会社静岡情報処理 センター 浜松営業所	R3. 4. 1	14, 245, 000	有することは不可能である。システム保守業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話:053-456-0234)
57	浜松市立図書館インターネットコーナー端末等保守業務	電通システム株式会社	R3. 4. 1	1, 380, 500	保守点検の対象に電通システム株式会社製のシステムが含まれ、設計業者である電通システム株式会社が業務を行わなければ、その使用に著しい支障が生じる。他の業者では万全な保守点検業務を行うことが出来ないため、電通システム株式会社に1者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話:053-456-0234)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
58	浜松市立図書館 I C タグ装備 業務委託	株式会社図書館流通セ ンター 浜松営業所	R3. 4. 1	5, 247, 000	浜松市立図書館の既存資料約2,596千点には、全て株式会社図書館流通センター製のICタグの貼付及び書誌情報等のエンコード作業にとるICタグ装備が行われ、これをもとに図書電算システムにより収集・整理・保存・る。当該ICタグは、他社製品との互換性はなく、万一、他社製品を使用した場合、既存資をされている。また、当該ICタグは他社では取り扱いがなく、市民への図書館サービスが提供できないがなく、同社への業務委託以外に方法がいため、株式会社図書館流通センターに1者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話:053-456-0234)
59	中央図書館大規模改修に伴う 臨時事務所への図書管理電算 システム移設業務	株式会社静岡情報処理 センター 浜松営業所	R3. 5. 17		現行の図書管理電算システムは構築業務委託 業者の株式会社静岡情報処理センターが構築 した。パッケージシステムや設定等に関する 技術情報を他者が有することは不可能であ る。システム移設業務を適切かつ速やかに行 うためには、内部構造を熟知し、運用全体を 把握する必要があり、他に適する業者はな い。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話:053-456-0234)
60	令和3年度オルガン演奏会等 開催事業業務	公益財団法人浜松市文 化振興財団	R3. 4. 1	2, 046, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
61	令和3年度成年後見制度利用 促進事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1	15, 141, 999	に関する知識と経験が必要である。浜松市社	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話:053-457-2326)
62	△チョョ9年 毎 半 洋 伊 灌 シ フ テ ♪	富士通株式会社 浜松 支店	R3. 4. 1		は、当該権利を有する開発業者に限定される	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話:053-457-2032)
63	浜松市福祉人材バンク運営業 務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1		用して、中央福祉人材センター及び全国都道	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話:053-457 - 2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
64	浜松市企業伴走型障害者雇用 推進事業業務委託	NPO法人くらしえ ん・しごとえん	R3. 4. 1	3, 347, 586	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門知識をもって企業サポートができる機関が他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
65	浜松市障害者相談支援システ ム運用管理支援業務	日本事務器株式会社 静岡支店	R3. 4. 1	1, 696, 266	保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である日本事務器株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトウェアの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する日本事務器株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
66	浜松福祉協働センターマネジ メント業務	社会福祉法人小羊学園	R3. 4. 1	1, 617, 408	浜松福祉協働センターは、地域、関係機関、障害福祉サービス事業所が協働して運営するものであり、マネジメント業務は入居法人間の調整、地域との連携が必要である。また、障害特性の理解も必要である。(福)小羊学園は、現入居法人の中でこれまでマネジメント業務を受託してきた実績があり、円滑にマネジメント業務ができる唯一の法人である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
67	浜松市重度心身障害児扶養手 当システム改修業務委託	富士通株式会社 浜松 支店	R3. 4. 1		ければ、その使用に著しい支障が生ずるおそ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
68	令和3年度浜松市保育所等巡 回支援事業業務委託(児童発 達支援センターひまわり)	社会福祉法人浜松市社 会福祉事業団(児童発 達支援センターひまわ り)	R3. 4. 1		この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づき実施している事業で、国の実施要綱で制員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援をンターが行う必要があり、児童発達支援センターを運営している法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
69	令和3年度浜松市保育所等巡 回支援事業業務委託(児童発 達支援センター浜松市根洗学 園)	社会福祉法人ひかりの 園 浜松市根洗学園	R3. 4. 1		この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づき実施している事業で、国の実施要綱でいき門員の適切な専門性の確保が明記されている。障がい児の早期発見、早期対応のための助言や技術指導を行うには、児童発達支援をンターが行う必要があり、児童発達支援センターを運営している法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
70	浜松市障害者福祉システム運 用管理支援業務委託	富士通株式会社 浜松 支店	R3. 4. 1	15, 402, 618	ければ、その使用に著しい支障が生ずるおそ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)
71	浜松市要介護認定審査業務委 託	一般社団法人浜松市医 師会	R3. 4. 1		いる。介護認定審査事務は、医師との連携の	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部介護保険課 (電話:053-457-2861)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
72	特定健康診査・特定保健指導 等業務	•一般社団法人浜松市 医師会 •特定非営利活動法人 浜松市医師会	R3. 4. 1	901, 237, 000	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松市医師会のみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話:053-457-2638)
73	浜松市新型コロナウイルス感 染症患者移送業務に係る労働 者派遣	株式会社メディカル・ コンシェルジュ	R3. 4. 1	1, 180, 960	(株メディカル・コンシェルジュは、本市の新型コロナウイルス感染症にかかる相談業務、健康フォローアップ業務などを行う看護師派遣契約の締結先であり、当該感染症にかかる知識経験豊富な看護師を多数擁している者である。本件の業務履行に必要な人材を安定的に派遣できる唯一の者であるため特命により指名する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話:053-453-6178)
74	浜松市新型コロナウイルス感 染症患者移送業務に係る労働 者派遣(その2)	株式会社メディカル・ コンシェルジュ	R3. 6. 30	1, 219, 680	(㈱メディカル・コンシェルジュは、本市の新型コロナウイルス感染症にかかる相談業務、健康フォローアップ業務などを行う看護師派遣契約の締結先であり、当該感染症にかかる知識経験豊富な看護師を多数擁している者である。本件の業務履行に必要な人材を安定的に派遣できる唯一の者であるため特命により指名する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話:053-453-6178)
75	令和3年度新型コロナウイルス感染症患者搬送車運転業務(その2)	株式会社エヴァーブ ルー	R3. 6. 30	2, 331, 340	・本業務は、新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する業務であり、従事者は新型コロナウイルスのワクチンを接種していることが望ましい。 ・㈱エヴァーブルーは、令和3年4月から6月において本業務を受託した会社であり、本業務の従事者は当該ワクチンの接種をすませていることから、同社の1者特命とするもの。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話:053-453-6178)

番号	 業務委託の名称 	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
76	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	R3. 4. 1	302, 626, 760		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話:053-453-6178)
77	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R3. 4. 1		調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である浜松医薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話:053-453-6178)
78	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス 株式会社	R3. 4. 1		会との共有部分の清掃もあり、効率性、経済	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部健康医療課 (電話:053-453-6178)
79	浜松市ひきこもり相談支援事 業業務委託	特定非営利活動法人遠 州精神保健福祉をすす める市民の会	R3. 4. 1	00 == 4 =00	り相談又抜を美肥りることがり貼じめり、有		健康福祉部精神保健福祉セン ター (電話:053-457-2709)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
80	中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務委託	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 4. 1	14, 093, 240	と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部精神保健福祉セン ター (電話:053-457-2709)
81	浜松市外国人子どもと家庭の こころの健康相談等支援事業 業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R3. 4. 1		る専門性の高い心理士、及び医療機関での通		健康福祉部精神保健福祉セン ター (電話: 053-457-2709)
82	浜松市児童青年期メンタルへ ルス支援人材育成事業業務委 託	国立大学法人浜松医科 大学	R3. 4. 1	6, 000, 000	経科を有し、臨床機能と研究機能を兼ね備え		健康福祉部精神保健福祉セン ター (電話:053-457-2709)
83		公益財団法人浜松市医療公社	R3. 4. 1	1, 747, 460		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 看護専門学校 (電話:053-455-0891)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
84	大気汚染常時監視システム保 守業務	グリーンブルー株式会 社	R3. 4. 1	1, 166, 000	な休寸官理は个り配じめるため、ングノム開	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
85	実験室系特殊空調装置及び排 気装置等維持管理業務	日管株式会社	R3. 4. 1	9, 694, 300		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
86	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフ ソリューションズ株式 会社	R3. 4. 1	3, 762, 000	ションズ㈱独自の特殊技術で専門的知識が必	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話:053-411-1311)
87	浜名湖及び遠州灘水域水質調 査業務委託	富士通クオリティ・ラ ボ・環境センター株式 会社	R3. 5. 10	5, 335, 000	ことができ、また、採水から測定までを同じ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話:053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
88	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人浜松市獣 医師会	R3. 4. 1	15, 690, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話:053-487-1616)
89		一般社団法人浜松市獣 医師会及びその他開業 動物病院18者	R3. 4. 1	3, 470, 500	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者がに保健所への注射済票の交付を受けを受ける人類雑を避けるため、おき、その交付に選黙では、は大きに、大きには、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話:053-487-1616)
90	浜松市くすりの相談室事業業 務	一般社団法人浜松市薬 剤師会	R3. 4. 1	1, 400, 000	くすりの相談業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要であり、不特定多数の者からの相談に応じるという公益性の高い業務であることから、薬剤師の所属団体である浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う団体がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健総務課 (電話:053-453-6135)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
91	新型コロナウイルス感染症相 談窓口等業務	株式会社メディカル・ コンシェルジュ 浜松 支社	R3. 4. 1	71, 792, 859	早く対応しつつ、高い業務品質を確保しなけ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部保健総務課 (電話:053-453-6111)
92	児童福祉システムクラウド移 行業務	日本電気株式会社 浜 松支店	R3. 4. 1	43, 538, 000	児童福祉システムは日本電気株式会社が構築 したパッケージシステムを使用しており、ク ラウド移行業務については同事業者以外では 実施することができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)
93	浜松市母子父子寡婦福祉資金 システム保守管理業務	株式会社佐賀電算セン ター	R3. 4. 1		仕様に変更して使用しており、保守管理業務	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
94		特定非営利活動法人は ままつ子育てネット ワークぴっぴ	R3. 4. 1		特定非営利活動法人はままつ子育てネット ワークぴっぴは、本事業の子育て支援等と類 似のファミリーサポートセンター事業を実施 していることから、受付窓口の統一化が図れ る。また、支援員約320人の登録があり、マッ チングのノウハウもあるため事業を実施する 最適の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)
95	児童福祉システム改修(浜松 市子育て世帯生活支援特別給 付金(ひとり親世帯分)対 応)	日本電気株式会社 浜 松支店	R3. 4. 21	3, 685, 000	児童福祉システムについては、日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。本給付金の対象者抽出にあたってはこのシステムの管理台帳を活用する必要があり、短期間で本給付金業務に対応していくよう現行システムを改修できるのは、当該システムの構築業者である同事業者以外にはないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)
96	児童福祉システム改修(児童 扶養手当と障害年金の併給調 整の見直しに伴う対応)	日本電気株式会社 浜 松支店	R3. 4. 21	16, 654, 000	児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。また、児童扶養手当にかかる法改正に伴う変更対応について短期間で確実に改修できるのは、当該システムの構築業者である同事業者以外にはないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)
97	児童福祉システム改修 (データ標準レイアウト変更対応) 業務	日本電気株式会社 浜 松支店	R3. 5. 7	4, 235, 000	児童福祉システムは日本電気株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、当該システムを熟知していることから、安全かつ適切に本業務を遂行することができる。また、データ標準レイアウトの改版に伴う、所得情報入力用RPAの入力データ作成処理に関する改修ができるのは、データ標準レイアウトの改版対応を行った、同事業者以外にはないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
98	子供の貧困対策コーディネー ター事業	社会福祉法人浜松社会福祉協議会	R3. 4. 1		ある。また、本法人は、浜松市学習支援事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)
99	浜松市こどもシステム保守運 用支援業務	富士通ジャパン株式会社	R3. 4. 1	9, 860, 400	浜松市こどもシステムは、富士通株式会社が構築したパッケージシステムを一部浜松市仕様に変更して使用しており、システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務を実施できるのは、同事業者以外にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
100	浜松市こどもシステム情報共 通システム導入にかかるシス テム改修	富士通ジャパン株式会社	R3. 4. 1		様に変更して使用しており、情報共有システ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
101	浜松市退所児童等アフターケ ア事業	社会福祉法人葵会	R3. 4. 1	4, 070, 000	本事業は、児童養護施設等からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活できるように継続的支援を行うものであり、専属的に人員配置を整えることが現在可能なのは本法人以外にはないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
102	浜松市児童家庭支援センター 設置運営事業	NPO法人しずおか・子ど もプラットフォーム	R3. 4. 1	10, 416, 000	NPO法人しずおか・子どもプラットフォームは、児童相談所を補完し、相談支援をはじめとする子育て支援を幅広く行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条の2第1項に基づく児童家庭支援センターを運営することを目的として設立されており、本業務委託仕様書第1章の4(1)~(5)に規定する業務に対し専門的な知識及び技術をもって遂行できる人材を備えている。業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている法人がNPO法人しずおか・子どもプラットフォームの他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育で支援課 (電話:053-457-2793)
103	児童養護施設の実家的機能に よる自立支援事業	社会福祉法人葵会(清明寮) 社会福祉法人葵会(すみれ寮) 社会福祉法人和光会	R3. 4. 1	1, 238, 780		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
104	児童養護施設等の職員人材確 保事業	社会福祉法人葵会(清明寮) 社会福祉法人葵会(すみれ寮) 社会福祉法人和光会 社会福祉法人和光会 社会福祉法人遠淡海会 社会福祉法人浜松母子 福祉苑	R3. 4. 1	1, 990, 000	本事業は、社会的養護に携わる人材を確保する国の補助事業を活用して、児童養護施設等を運営する法人が、実習生を受け入れた際の指導の充実や実習生の就職促進を行うものであり、市内で対象施設を運営している4法人(5施設)以外では事業を実施できないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
105	浜松市発達障害者支援セン ター運営事業	浜松市発達障害者支援 センター運営事業特定 業務委託共同企業体 社会福祉法人浜松市社 会福祉事業団	R3. 4. 1	91, 108, 600	当センターは、本市における発達障害者への包括的な支援推進のため設置しているが、小児期の早期発見早期支援に加えて成人期の生活・就労支援についてもニーズが高まっており、障害療育について専門的な支援体制を持つ事業団と、各種関係機関とのつながりを活かした支援展開や人材確保にも幅広い対応が可能なNP0がそれぞれの強みを活かしたJV方式で取り組む選定事業者以外センター事業を実施できる事業者がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
106	浜松市発達支援広場事業(センター型7会場分)	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 NP0法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会社会福祉法人小羊学園 社会福祉法人ひかりの園	R3. 4. 1		経験のある職員を有し、円滑かつ十分に事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
107	浜松市発達支援広場事業(施 設型3 今提公)	社会福祉法人ひかりの 園 社会福祉法人浜松市社 会福祉事業団	R3. 4. 1	21, 282, 311	支援事業、療育機関での職務経験のある職員	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
108		特定非営利活動法人は ままつ子育てネット ワークぴっぴ	R3. 4. 1	2, 264, 000	年 (地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
109	浜松市子育て短期支援事業	①社会福祉法人葵会清明寮 ②社会福祉法人葵会すみれ寮 ③社会福祉法人 葵会すみれ寮 ③社会福祉法人和光安 和光寮 ④社会成本地法人和光公母子福祉法人,以近时, ⑤社会福祉法人,以近时, ⑥社会福祉是,以近时, ⑥社会福祉是, ⑥社会福祉是, ⑥社会福祉是, ⑥社会福祉是, ⑥社会福祉是, ⑥大脑产属, ⑥大脑产属, ⑥大脑产属, ⑥大脑产属, ⑥大脑产属, ⑥大树, ⑥大树, ⑥大树, ⑥大树, ⑥大树, ⑥大树, ⑥大树, ⑥大树	R3. 4. 1		清明寮や和光寮、トットジョイについては、 児童福祉法第6条の3第2項③に基づいた施 設であり、また、少年指導員や母子指導員 どの専門的知識を有したスタッフが配置され、市と連携をとりながら本事業を遂行する ことができる。これに加えて、聖隷浜松・ 方原病院、大脇産婦人科医院、木村産科産科局 科では、新生児や乳児の保護が可能である上 に、スタッフの充実した相談室等児童虐待が 止のための整備や24時間体制での対応が されている。現状、同様の対応がとれ、本事 業を受託できる施設が他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053 - 457- 2793)
110	浜松市はますくヘルパー利用 事業	①公益社団法人浜松市シルバー人材センター②社会福祉法人天竜厚生会③浜松の未来を育てる会ここみドゥーラ④株式会社アイケア⑤特定非営利活動法人外出支援センターガイドネット	R3. 4. 1		市内のどの地域においても利用できるよう	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053 - 457- 2793)
1111	浜松市子育で見守りサポート 事業	NPO法人しずおか・子ど も家庭プラットフォー ム	R3. 4. 1	1, 509, 200		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
112	発達支援広場事業(センター型 萩原会場)	社会福祉法人浜松市社 会福祉事業団	R3. 6. 11			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
113	浜松市子育で情報サイト管理 運営事業	特定非営利活動法人は ままつ子育てネット ワークぴっぴ	R3. 4. 1	9, 653, 600	本情報サイトは、平成21~30年度は子育で情報センター指定管理事業の中で管理運管し、今和元年度からは委託業務にて管理を行っている。今回の指名業者は、子育で情報としたの指定管理者とした経験を有し、の指定管理者とした経験を有し、令の指定管理者とした経験を有し、の方に、過去10年以合いで本事業に携わった経験を有し、の方には市民には関知・ておりまれており、引き続き、継続性をもっ上を図る必要がようとは、対して、豊富なや民間情報の収集などのが、行政との連携や民間情報の収集などのが、行政との連携や民間情報の収集などのが、行政との連携や民間情報の収集などのが、行政との連携や民間情報の収集などのが、行政との連携や民間情報の収集などのが、行政との連携を引きる点が、行政との連携を引きる点が、行政との連携を引きる。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2793)
114	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法浜松市清掃 公社	R3. 4. 1	1, 988, 530	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。		こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2117)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
115	(一括)合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区南部)	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1	6, 617, 039	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話:053-457-2117)
116	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	R3. 4. 1	5, 114, 012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。		こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話:053-457-2117)
117	(一括)合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	R3. 4. 1	1, 284, 140	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。		こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話:053-457-2117)
118	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	R3. 4. 1	1, 450, 460	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話:053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
119	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設:中央ながかみ保育園)	社会福祉法人七恵会	R3. 4. 1	11, 602, 000	は、本事業を行うために必要な専用施設、専	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話:053-453-2827)
120	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設:聖隷こども園め ぐみ)	社会福祉法人聖隷福祉 事業団	R3. 4. 1	6, 501, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。		こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-453-2827)
121	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設:みどり保育園)	社会福祉法人明康会	R3. 4. 1	9, 516, 000	は、本事業を行うために必要な専用施設、専		こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-453-2827)
122	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設:みつばち保育 園)	株式会社A's Bee み つばち保育園	R3. 4. 1		は、本事業を行うために必要な専用施設、専	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-453-2827)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
123	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設:聖隷こども園わ かば)	社会福祉法人聖隷福祉 事業団	R3. 4. 1	6, 501, 000			こども家庭部 幼児教育・保 育課 (電話:053-453-2827)
124	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設:桜町クリニック)	医療法人社団エスケー アール 桜町クリニッ ク	R3. 4. 1	19, 425, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。		こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-453-2827)
125	令和3年度浜松市教育・保育 システム運用保守及びクラウ ド移行業務	日本電気株式会社	R3. 4. 1		ムに熟知している者が行うことが適切であ		こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2833)
126	浜松市幼保支援システム運用 保守業務	株式会社日立ソリュー ションズ西日本	R3. 4. 1		システム運用の安全性、信頼性(システムと サーバの一体管理等)を維持するためには、 システム開発業者以外では対応が不可能であ るため、1者特命とする。		こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
127	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	R3. 4. 1	10, 880, 000			こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話:053-457-2118)
128	令和3年度浜松市地球温暖化 防止活動推進センター業務委 託	一般社団法人低炭素住宅推進普及協会	R3. 4. 1	3, 295, 820	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進センターとして浜松市が指定した者しか実施できない業務である。そのため、令和2~4年度にセンターとして指定を受けている者を一者特命業者とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部環境政策課 (電話:053-453-6154)
129	令和3年度電気自動車用急速 充電器保守業務委託	株式会社ミントウェー ブ	R3. 4. 1	2, 633, 400	6台の急速充電器はいずれも㈱東光高岳製であり、機器設置時に当該事業者が保守業務を行うことを製造業者により指定されているため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部環境政策課 (電話:053-453-6154)
130	こみ問題啓発劇上頂業務	公益社団法人教育演劇研究協会	R3. 5. 26		て、海洋プラスチックごみによる海洋汚染問	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部環境政策課 (電話:053-453-6149)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
131	令和3年度浜松市西部清掃工 場運営事業運営モニタリング 支援業務	パシフィックコンサル タンツ株式会社 静岡 事務所	R3. 4. 1	8, 250, 000	を行っている。そのため、事業者の行う環境	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話:053-453-6141)
132	令和3年度浜松市ごみ・資源 物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R3. 4. 1	9, 372, 000	る。そのため、システムの運用並びに情報管	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話:053-453-6141)
133	令和3年度蛍光管資源化業務 (単価契約)	野村興産株式会社	R3. 4. 1		・水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」において、回収・処理業務を担う野村興産㈱だけである。 ・「広域回収・処理事業」とは、公益社団法人全国都市清掃会議に加入する自治体が、共同して蛍光管の運搬、処理・処分を安全かつ効率的に行う処理方式のこと。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話:053-453-0011)
134	令和3年度蛍光管運搬業務 (複数単価契約)	日本通運株式会社 浜 松支店	R3. 4. 1	1, 750, 685	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる 業者が加入している公益社団法人全国都市清 掃会議の「広域回収処理事業」を利用するこ とから、運搬業者については、その唯一の指 定業者である日本通運㈱を選定する必要があ る。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話:053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
135	令和3年度容リ協分別基準適 合物再資源化業務委託	公益財団法人日本容器 包装リサイクル協会	R3. 4. 1	6, 708, 967	商品化業務を行うことができる者)は、公益	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話:053-453-0011)
136	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部 支店	R3. 4. 1		業者だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 南清掃事業所 (電話:053-425-3680)
137	(一括) 浜北清掃センター及 び浜北環境センター庁舎施設 機器警備業務	セコム株式会社 浜松 統轄支社	R3. 4. 1	1, 975, 050	本業務は、両施設とも同事業者が受託しており、受託者の警報機器及び屋内配線が既に設置済である。委託業者を変更する場合、当該機器の取替や配線工事が新たに必要となり、多額の初期投資費用が掛かるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部浜北環境事業所 (電話:053-586-8686)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
138	産業イノベーション支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	R3. 4. 1	165, 719, 999	公構携のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2044)
139	中小・ベンチャー企業DX推 進事業 業務委託	K. S. ロジャース株式会 社	R3. 6. 1	6, 000, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2044)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
140	令和3年度浜松市海外ビジネスサポートデスク運営業務	株式会社フェアコンサ ルティング	R3. 4. 1	8, 998, 000	本事業については、市内中小企業の海外進出 支援に加え、既存進出企業の現地における支 援が肝要である。そのためには、同社がこれ までに整えた支援体制、国内及び海外におけ るネットワークを十分に活用する必要がある ため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2319)
141	テレワーク情報ポータルサイ ト運営業務	We will accounting associates株式会社	R3. 4. 1		テレワーク情報ポータルサイト「ハマリモ!」は指名業者が制作しており、その後のシステム管理も委託している。このことから、システム内のコンテンツ運営ができるのは指名業者に限られるため、一者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2319)
142	令和3年度浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務委託	一般財団法人浜松まちづくり公社	R3. 4. 1	1, 214, 400	駅北口地下広場を含む市道曳馬中田島線の一	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2285)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
143	令和3年度浜松市リノベーションスクール(企業版)企画・運営等業務	株式会社アフタヌーン ソサエティ	R3. 5. 19	5, 499, 351	本業務は、様々なの制造を関して、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2096)
144	浜松市地域若者サポートス テーションはままつ就職氷河 期世代支援事業業務	特定非営利活動法人遠 州精神保健福祉をすす める市民の会	R3. 4. 1	1, 652, 004	本案件は、働くことでは、 大ステンションはままつ」に専門職力ををもからなままでは、 大ステーションはままでは、 ではままでは、前職ができますができますができままでは、 本業者の記された。 本学のでは、 本学のでは、 本学のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457 -2115)

番号	 業務委託の名称 	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
145	浜松市地域若者サポートス テーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠 州精神保健福祉をすす める市民の会	R3. 4. 1	5, 948, 321	地域若者サポートステーション事業は、、 青、少年の雇用の促進等に関する法律に基づきめの 国が職業生活における自立を支援するようのめ 措置(基盤的事項)を講じるようのめ 措置らない、地方公共団体に、職業生置における自立を促進するために、 では、地域の実情に必必、と規 におけるよう努めなければならない、と規 におけるよう努めなければならないでもと規 におけるよう努めなければならないでもと規 は、国の仕様に定国の受託団体のの後割分業の 実施については、 実施においている。 実がある。 指名業業実施者として、 のの会託するに を和3・4年度の事業と 定されている。 実施者として、め、 である。 を加えため、 である。 大会れておいて、 ののののである。 においているに を加える。 として、 のののののののである。 を加える。 を加える。 を加える。 として、 を加える。 を加える。 を加える。 を加える。 を加える。 を加える。 として、 のる。 として、 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2115)
146	浜松市障害者就労支援事業業 務	医療法人社団至空会	R3. 4. 1	10, 210, 000	指名業者は、障害者雇用に関する専門的知識や経験が豊富な職員を有し、円滑かつ効果的な事業を遂行できる体制を整えており、特に近年増加している精神障害や発達障害にも対応可能なスタッフを配置することができる団体である。また、仕様に求める障害者の状況に沿った就労・定着支援業務や、障害者雇用を促進する企業と障害者双方のニーズに合致した効果的な支援を行うことができる唯一の事業所である。このため医療法人社団至空会を指名する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2115)
147	令和3年度 浜松家内労働福 祉センター業務	公益財団法人浜松家内 労働福祉センター	R3. 4. 1	4, 329, 000	公益財団法人浜松家内労働福祉センターは、昭和48年に静岡県内職公共職業補導所等から市に対し、内職窓口の設置や技術指導者の相談窓口開設の要望を受けて設立された団体である。 公益財団法人であり非営利性が高く、本業務に必要な内職提供事業者とのネットワークを持ち、内職情報を必要とする者に対して的確に内職情報を斡旋するという相談スキル等を備えている。 本業務を適正に実施できる者は他にないことから1者特命とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
148	マッチングアドバイザー等派 遣業務	浜松商工会議所	R3. 4. 1	5, 866, 344	契約相手方は、厚生労働省の無料職業紹介事業の資格を有し、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。約14,000社の会員企業を有し、大都市圏等の相談者の希望に応じて市内企業の詳細な情報を提供できるノウハウを持つ。多くの市内企業の情報に精通し、UIJターン就職希望者の個別相談に対し適切なマッチング支援が可能な事業所は、他にないため一者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2339)
149	浜松就職・転職ナビ JOB はま!システム追加構築等業 務	株式会社アドウィル	R3. 4. 1	4, 896, 892	「浜松就職ナビ JOBはま!」は、公募型プロポーザルにおいて企画提案書を特定した契約相手方が制作しており、その後、システムの管理も委託している。また、当サイトは契約相手方が独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されている。このため、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるものは他にいないため一者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2339)
150	外国人の雇用・就労に関する 相談業務	公益財団法人浜松国際 交流協会	R3. 4. 1		るために、外国人の総合相談ワンストップセ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話:053-457-2339)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
151	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(ギャンブーベット)	日本トーター株式会社	R3. 4. 1		25年2月8日に兼外伏足された。平美務は 		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
152	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(オッズ・ パーク)	オッズ・パーク株式会 社	R3. 4. 1		民間ポータルサイトを活用したオートレースの車券販売は、新たな発売チャンネルを開拓することで売上向上を図る施策として、平成25年2月8日に業界決定された。本業務は発売システムを構築した業者以外への委託はできないことから、発売システムを構築した業者それぞれと業務委託契約を締結するものである。		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
153	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(チャリ・ロト)	株式会社チャリ・ロト	R3. 4. 1		40年4月8日に耒芥伏足された。平耒務は		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
154	浜松市小型自動車競走勝車投票券発売等業務(WinTicket)	株式会社WinTic ket	R3. 4. 1	56, 102, 000			産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
155	小型自動車競走勝車投票券発 売等業務(オートレース名古 屋)	株式会社サテライト名 古屋	R3. 4. 1	22, 176, 000	場外車券売場「オートレース名古屋」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
156	小型自動車競走勝車投票券発 売等業務(オートレース南 国)	株式会社サンコール	R3. 4. 1	14, 544, 000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールは、小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から設置許可を受けている。当該施設において勝車投票券の発売を行うには、設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため、一者特命で随意契約するものである。		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
157	小型自動車競走勝車投票券発 売機器設置及び管理業務 (オートレース南国)	一般財団法人オート レース振興協会	R3. 4. 1	14, 544, 000	一般財団法人オートレース振興協会(以可を 協会という。)は、経済産業大会対策研究、トレース振興協会、説可を け、、経済産業安全対策研究、トトルースを 競走車の改良・開発や安の理化、オートルインの は、開発でよりででは、オートルインの は、開発ではないでで は、大ースのは は、大ースの健全な発展を図るが 業界上して、「自 をである。の設置にありまた。 業界を図るを 、の設置にありまた。 、がきいいな 、の設置にないで 、が、で 、の設置にないで 、の 、の設置に 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
158	小型自動車競走勝車投票券発 売等業務(オートレースー 宮)	サテライト一宮株式会 社	R3. 4. 1	35, 244, 400	規定に基づさ、経済 産業人民から設直計りを		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
159	浜松市小型自動車競走川口場 外発売所勝車投票券発売等業 務	川口市	R3. 4. 1	245, 590, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
160	浜松市小型自動車競走伊勢崎 場外発売所勝車投票券発売等 業務	伊勢崎市	R3. 4. 1	263, 569, 000	る。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
161	浜松市小型自動車競走山陽場 外発売所勝車投票券発売等業 務	山陽小野田市	R3. 4. 1	65, 958, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
162	浜松市小型自動車競走飯塚場 外発売所勝車投票券発売等業 務	飯塚市	R3. 4. 1	131, 656, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
163	浜松市小型自動車競走事業包 括的委託業務〔年度契約〕	日本トーター株式会社	R3. 4. 1	528, 680, 000	契約にて締結することとしている。		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
164	浜松市小型自動車競走実施業 務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R3. 4. 1	309, 364, 999		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
165	浜松市小型自動車競走選手管 理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R3. 4. 1		一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小 型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検う競車、選手費用補償等の競走実施業務を行うを選手費用補償等の競走実施との情報を選手で担合して指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公報理を実施するとので接触を遮断する必要がある。選手管団はなび接触を遮断する必要がある。選手管団はなび接触を遮断する必要がある。選手管団はながらには一般当なが、最も適当ない。最も適当ない、最も適当ない。最も適当ない。		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
166	浜松市小型自動車競走選手費 用補償業務(四項目)	一般財団法人東日本小 型自動車競走会	R3. 4. 1	149, 438, 000			産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)
167	浜松市小型自動車競走事業電 話投票等事務	一般財団法人オートレース振興協会	R3. 4. 1		一般財団法人オートレース振興協会(以下、協会という。)は、各施行者及び業界 体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業維営の合理化、オートレースの健全な発展を関るため活動している業界団体である。高適用さいる業別は全オートレース場に同時である。高適用は全オートレース場にである。であり、電話投票業務につてより、電話投票業務につており、電話投票業務につており、電話投票することが決定ものであり、電話投票することが決定ものであり、電話投票することが決定されてある。		産業部 産業振興課 公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
168	実証実験サポート事業	株式会社日本総合研研究所	R3. 4. 1	24, 585, 000	他に代替できない実績や運営ノウハウ、ネットワークを有することから、当該事業者が最 適な者であると判断したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)
169	ベンチャー経営塾業務	株式会社グロービス	R3. 4. 1	5, 473, 980	他に代替できない実績や運営ノウハウを有す ることから、当該事業者が最適な者であると 判断したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)
170	ファンドサポート事業運営支 援業務委託	有限責任監査法人トーマツ	R3. 4. 1	39, 699, 999	・事業実施期間(2年間)伴走支援するにショークを記者のネットワーク総続して実施力であり、不可欠であり、不可欠であり、不可のである。・全国のスタートアシークを業を対象としたアンタートを対象としたアンタークを業がある。を全国のスタートをは、アップ企業を対象としたであり、全国のスタートをは、アップ企業を対象としたである。を全国のスタートをは、アップでは、大大には、大学のでは、J-Startupcentralを成功した。に、は、大学のでは、J-Startupcentralを対したがある。が、J-Startupcentralを対したがある。が、J-Startupcentralを対したが、大大には、J-Startupcentralを対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
171	NextInnovator 育成事業業務委託	フォースタートアップ ス株式会社	R3. 6. 1	26, 935, 417	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)
172	天竜トライアルオフィス運営 業務	山ノ舎	R3. 4. 1	6, 731, 230	ノウハウを持ち、進出希望者(スタートアッ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)
173	「ものづくり×ベンチャー」 によるイノベーション創出促 進事業 業務委託	Creww株式会社	R3. 4. 1	11, 990, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
174	Webベンチャーイベント事業 業務委託	株式会社日本総合研究 所	R3. 4. 1	2, 970, 000	本事業は、全国のスタートアップ企業を主な 対象とした事業であり、全国のスタートアップ企業を下アのスタートアのスターを全国のスターを全国のスターを全国のスターを全国のスターを全国の一クや全国の一クや全国の一クや全国の一クや全国の一方である。 オールー・カールー・カールー・カールー・カールー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ課 (電話:053-457-2825)
175	令和3年度はままつ首都圏ビジネス情報センターアドバイザー業務委託	株式会社ベンチャーラ ボ 東海支社	R3. 4. 30	6, 993, 800	式によって参加者を審査したうえで、当該業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話:03-3556-2788)
176	令和3年度 浜松版 JuniorVillageモデル事業実 施業務	グローカルデザインス クール株式会社	R3. 4. 1	2, 999, 700	し、事業の有効性を確認するものであり、同	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部農業水産課 (電話053 -457-2333)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
177	令和3年度 浜松市未来を拓 く農林漁業育成事業に取組む 事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	R3. 5. 17			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部農業水産課 (電話053-457-2328)
178	令和3年度 農業農村整備国 庫補助事業 経営体育成促進 換地等調整業務(保令地区)	静岡県土地改良事業団 体連合会	R3. 6. 11	4, 400, 000	本業務の実施にあたっては、土地改良法第52 条第4項及び農林水産省通達に基づき、土地改 良換地士の資格を有するものが在籍するなど の体制が整っている事業者が条件となってい る。また、本業務は農地所有者や農業者、さ らに関係機関との調整業務が頻繁であるた め、県外事業者では業務実施に支障をきたす ものである。 これら条件を満たす事業者は県内において、 当該事業者以外存在しないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部農業水産課 (電話053-457-2328)
179	令和3年度 浜松市農地情報 システム保守管理業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	3, 740, 000	定期・年次・通常・臨時保守などの仕様書に 示す保守管理の内容が、システムを開発した ㈱フジヤマにしか技術的に対応不可能なた め。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部農地利用課 (電話:053-457-2481)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
180	天竜材の家百年住居る事業運 営業務	一般社団法人浜松地域 材利用促進協議会	R3. 4. 1	, ,	うための連携体制	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部林業振興課 (電話:053-457-2159)
181	令和3年度浜松市中央卸売市 場販売原票等電子システム保 守運用等業務	株式会社浜名湖国際頭 脳センター	R3. 4. 1	2, 414, 500	あたってシステムの再構築を行った株式会社	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部中央卸売市場 (電話:053-427-7406)
182	令和3年度浜松市中央卸売市場SF級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社前川製作所	R3. 4. 1	3, 520, 000	いる。24時間運転のため故障時には、速や	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部中央卸売市場 (電話:053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
183	令和3年度浜松市中央卸売市 場中央監視装置・自動検針シ ステム保守点検等業務	株式会社明電エンジニ アリング	R3. 4. 1		器導入に関するシステムの開発・維持管理・	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部中央卸売市場 (電話:053-427-7402)
184	令和3年度浜松市中央卸売市 場再整備基本構想策定支援業 務	パシフィックコンサル タンツ株式会社 静岡 事務所	R3. 6. 1	10, 094, 700	把握できることが必要である。このため、入	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部中央卸売市場 (電話:053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
185	令和3年度浜松市食肉地方卸売市場 と畜場清掃・廃棄臓 物処理業務	有限会社浜松ミート	R3. 4. 1	15, 243, 998	(1) と畜場清掃業務 当施設は、とち病性に関いない。 方体設は、とり汚染されやばならない。 方体ではなられればならない。 アと解体作業場所を表した清掃機といった。 の情報がある。等特や油るいで、 を解体性者の情報を表した清掃機とは、内部ので、 を保持で変弱が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話:053-461-7555)
186	令和3年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物収 集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	R3. 4. 1	4, 466, 000	出した後、直ちに、別途市が契約した処分業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話:053-461-7555)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
187	令和3年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物処分業務	愛知化製事業協業組合	R3. 4. 1	4, 444, 000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、と畜場から計出された大量の獣畜の内臓廃棄物等が搬入された後、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。これらの条件を満たし、本務を履行できるのは愛知化製事業協業組合が唯一の事業者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話:053-461-7555)
188	令和3年度 浜松市土地利用 方針検討業務	株式会社日建設計総合研究所	R3. 6. 3	7, 299, 600	本業務では、計画的な都市のコンパクト化に向けて、用途地域をはじめとする地域地区制度の変更、開発許可制度の見直しなどによる段階的な土地利用規制・誘導策の検討を行うなど、その実施にあたっては専門的かつ幅広い業務経験を有する高度な技術提案が必要であることから、公募型プロポーザル方式により受注者を特定することとし、審査の結果、当該業者が本業務に最も適した者であると判断したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部都市計画課 (電話:053-457-2644)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
189		公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	R3. 4. 1	3, 032, 700	「公、美国の大学学院」というでは、大学学院」というでは、大学学院」というでは、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部土地政策課 (電話:053-457-2365)
190	令和3年度わが家の専門家診 断事業業務委託	公益社団法人静岡県建築士会	R3. 4. 16	20, 240, 262	本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(5)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県和農診断補強相談士」が行ならこととなったとなってで同時に多数の耐震診断補強相談士を地で同時に多数の耐震診断補強相談士を総よるできるの耐震診断補強相談士を総し組織的に遂行できる団体に業務委託すると要があり、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部 建築行政課 (電話:053-457-2473)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
191	令和3年度 浜松市営住宅管 理システム保守等業務	株式会社ジーシーシー	R3. 4. 1	1, 737, 120	システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが、唯一保守及び改修作業可能な業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部 住宅課 (電話:053-457-2458)
192		公益財団法人浜松市花 みどり振興財団	R3. 4. 1	6, 413, 000	ら」行う必要がある。以上のことから、本業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部緑政課 (電話:053-457-2565)
193	公園内トイレし尿収集業務 (旧浜松市内)	一般財団法人浜松市清 掃公社	R3. 4. 1	2, 025, 177	当該地区においてし尿収集許可を受けている 唯一の業者のため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話:053-473-1829)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
194	公園内トイレし尿収集業務 (西区・浜北区・天竜区)	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1	1, 371, 271	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話:053-473-1829)
195	令和3年度 公共事業に伴う 権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会	R3. 4. 1	19, 022, 311	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士 協会は、公共の権利登記業務を受託し、不 手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立され代である。多くの司法書士が所属し、組の所な業務執行が可能であるととも記業務るに大が明確である。権利に関する登記業務るをが明確である。権利に関する登記業務る。との協議内容が異なり、同調を要すである。との協議内容が異なり、時間を要すである。との協議内容が異なり、同協会1者特命の年間契約(複数単価契約)とするものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部 道路企画課 (電話:053-457-2375)
196	令和3年度浜松市公共用財産 (道路・河川等) 境界確定業 務委託契約	公益社団法人静岡県公 共嘱託登記土地家屋調 查士協会西部事務所	R3. 4. 1	87, 082, 248	公共用財産(道路・河川等)と民有地との境界に関する申請は、年間2千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難地ある。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地第63条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正力を有する人材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と優秀な能力により、年間2十つ正確に行なうことができることから異ないできることから、事務処理も、公共を超える申請に対し、事務処理も、公共を超える申請に対し、事務処理も、一、企工では、事務処理も、本代を超える申請に対し、事務処理も、本代を超える申請に対し、事務処理も、公共を超える申請に対し、事務処理も、本代を超える申請に対し、事務処理も、本代を超える申請に対し、事務処理を表して、事務の、本代、本代、本代、本代、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部道路保全課 (電話:053-457-2313)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
197	令和3年度 浜松市道路施設 情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1		①浜松市道路施設情報システム(以下「本マが開発という。)は、株式会社フジヤの関発したシステムであり、開発したシステムであり、であり、開発では、翻案権(著作権留保されがりにいる都会社フジヤーにの修正となっては、では株式ではないないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部道路保全課 (電話:053-457-2619)
198	令和3年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務	理研精工株式会社 浜 松営業所	R3. 4. 1	7, 007, 000	したものであり、セキュリティを含む保守点	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部河川課 (電話:053-457-2452)
199	令和3年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザー ニューズ	R3. 4. 1	4, 686, 000	本業務に必要となる、気象予報士による気象情報の分析体制(365日、24時間)及びシステム(災害リスクスケールの生成、各個人へのメール配信、アメダス雨量データの提供)を有しているのは株式会社ウェザーニューズのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部河川課 (電話:053-457-2452)

番号	・ 業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
200		三菱電機ビルテクノ サービス株式会社 中 部支社静岡支店	R3. 4. 1	12, 979, 560	これは設備設置業者が開発した独自技術によ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部南土木整備事務所 (電話:053-457-1018)
20	令和3年度浜松駅前広場等施 設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	R3. 4. 1	97, 357, 700	き、管理事務所を所有する公社が一体的、包	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部南土木整備事務所 (電話:053-457-1018)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
202	令和3年度南区可美地下道車 椅子用階段リフト保守点検業 務	クマリフト株式会社 静岡営業所	R3. 4. 1		設置されている車椅子用リフトは「クマリフト株式会社」が自ら設計・制作し、設置されたものである。点検業務にはメーカー独自の技術力と専用部品の調達能力が不可欠であり、「クマリフト株式会社静岡営業所」以外では施行技術を有していないとともに、付属部品の調達も困難であることから、本設備設置メーカーへの随意契約とするものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部南土木整備事務所 (電話:053-457-1018)
203	令和3年度浜松駅北口広場昇 降機設備保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡 支店	R3. 4. 1		これは設備設置業者が開発した独自技術によ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木部南土木整備事務所 (電話:053-457-1018)
204	令和3年度浜松市データ連携 基盤を活用した実証実験にお けるデータ連携基盤整備運用 業務	一般社団法人コード・ フォー・ジャパン	R3. 5. 19		績・企画力を持つ事業者からの提案を、公平	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	デジタル・スマートシティ推 進事業本部 (電話:053-457-2454)
205	令和3年度モビリティサービス推進コンソーシアム運営支援業務	株式会社博報堂	R3. 5. 14		MaaSについては、各地域で調査研究や実証実験が進められているが、先進的な取り組みであることから、本市登録業者に限らず、必要なノウハウ・企画力を持つ事業者からの提案を、公平に幅広く受け付けたいため、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適なものであると判断した。		デジタル・スマートシティ推 進事業本部 (電話:053-457-2454)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
206	令和3年度官民連携プラット フォーム運営支援業務	株式会社日本総合研究所	R3. 5. 14	6, 400, 000	Society5.0社会に向けスマートシティの取組が国・地方公共団体・民間企業で進められているが、先進的な取り組みであることから、本市登録業者に限らず、官民連携プラットフォーム運営支援に必要なノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの提案を、公平に幅広く受け付けたいため、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本業務に最適なものであると判断した。		デジタル・スマートシティ推 進事業本部 (電話:053-457-2454)
207	令和3年度浜松市デジタル・ マーケティング相談支援及び 人材育成業務	株式会社キネッソジャ パン	R3. 5. 14	4, 889, 000	ノウハウ・実績・企画力を持つ事業者からの		デジタル・スマートシティ推 進事業本部 (電話:053-457-2454)
208	浜松市口座振替データ伝送業 務	株式会社静岡銀行	R3. 4. 1		のみが取り扱っているため、㈱静岡銀行との	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	会計管理者 会計課 (電話:053-457-2181)
209	令和3年度浜松市消防庁舎自 家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気 保安協会 浜松営業所	R3. 4. 1	3, 254, 570	消防業務の支障をきたさないよう、市内の各地に支店を有し、24時間体制で迅速かつ的確に対応できる者は一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	消防局消防総務課 (電話:053-475-7524)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
210	(一括) 浜松市教育委員会事 務局等清掃・害虫駆除業務	ALSOKファシリ ティーズ株式会社	R3. 4. 1	1, 674, 682	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、専有部分についても、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者(共用部分の清掃業者)と契約することが想定されており、該当する業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
211	(一括) 浜松市教育委員会事 務局等警備業務	ALSOKファシリ ティーズ株式会社	R3. 4. 1	1, 029, 600	て警備システムを連携させた管理を実施して	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
212	浜松市教育委員会産業医業務	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷健康診断センター	R3. 4. 1	1, 650, 000	的に把握し、事業場の業務内容を理解してい	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2401)
213	浜松市水窪放課後子供教室推 進事業業務	特定非営利活動法人ま ちづくりネットワーク WILL	R3. 4. 1	3, 702, 600	の連携も密である(平成25年度から本事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
214	浜松市あたご放課後子供教室 推進事業業務	あたご放課後子ども教室	R3. 4. 1	1, 534, 800	当該団体は、上阿多古幼稚園及び上阿多古小 学校の園児・児童の放課後等の時間について 上阿多古地域全体で保護育成することを活動 目的としており、上阿多古地域の実情も十分 に把握し、学校との連携も密である(平成2 6年度から本事業を受託)。本事業の目的古 達する見込みが十分にあり、他に上阿多古地 域を活動拠点として活動する団体がないこと から、契約方法を随意契約(1者特命)とす る。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
215	浜松市はるの放課後子供教室 (犬居地区) 推進事業業務	SunSunクラブ	R3. 4. 1	2, 043, 600	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくり、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である(平成27年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
216	浜松市はるの放課後子供教室 (気田地区) 推進事業業務	SunSunクラブ	R3. 4. 1	0 041 000	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくり、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である(平成27年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
217	浜松市しもあたご放課後子供 教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉 協議会	R3. 4. 1	2, 051, 797	(平成28年度から本事業を受託)。本事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
218	浜松市浦川放課後子供教室推 進事業業務	浦川子供教室	R3. 4. 1		の連携も密である(平成31年度から本事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
219	浜松市伊平放課後子供教室推 進事業業務	いーら・みなくる	R3. 4. 1	, ,		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
2200	浜松市奥山放課後子供教室推 進事業業務	奥山の子を育てる会	R3. 4. 1	2, 530, 000	当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを活動目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である(令和2年度から本事業を受託)。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がないことから、契約方法を随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
221	(一括)令和3年度 浜松市天竜 区天竜地域通学バス校(園)外 学習運行管理業務	遠鉄アシスト株式会社	R3. 4. 6	1, 379, 400	登下牧使の連行時刻を推佐していることが	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話:053-457-2406)
222	浜松市教育ネットワークグ ループウェア及び校務支援統 合サーバ運用保守業務	スズキ教育ソフト株式 会社	R3. 4. 1	13, 024, 000	(は、人人イ教目ノノトが設計・傳樂寺を	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
223	浜松市小中学校学校図書管理 システム運用保守業務	株式会社内田洋行 営 業統括グループ	R3. 4. 1	15, 195, 840	同システムの運用保守は構築を行った同社で	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
224	浜松市小中学校学習者用タブ レット機器導入追加業務	遠鉄システムサービス 株式会社	R3. 4. 9	16, 462, 600		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
225	個別指導教室無線アクセスポイント設定等業務	遠鉄システムサービス 株式会社	R3. 5. 24	6, 543, 900	無線アクセスポイント機器の導入にあたり、 機器にIPアドレス等の設定情報を投入し、既 存環境との整合性を取った上で機器導入を設 計・設定し、全体の統合管理を行う必要があ る。既存の学校内機器の保守管理を行ってい る遠鉄システムサービス㈱でなければ、学校 運営に支障なく本業務を完遂できないため、 同社を一者特命で指名する。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
226	(一括) 小荷物専用昇降機点 検業務(相生小学校他)	日本オーチス・エレ ベータ株式会社	R3. 4. 1	2, 956, 800	当該昇降機は同社が製造設置した装置であり、製造設置業者以外の業者では緊急時に即時対応(修繕・部品調達等)ができず学校教育・衛生環境に支障をきたす恐れがあるためオーチス・エレベータサービス㈱の業務を継承した、日本オーチスエレベータ㈱静岡支店と地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(1者特命)とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
227	小荷物専用昇降機点検業務 (広沢小学校他)	日管株式会社	R3. 4. 1		昇降機の性能を良好に維持し安全で最良な運転状態を保持するためには構造を熟知している製造設置業者代理店以外では、緊急時に即時対応(部品調達等)ができず、学校教育に支障をきたす恐れがあることから、当該業務を行える唯一の業者である日管㈱と地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(1者特命)するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教育施設課 (電話:053-457-2403)
228	令和3年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社フジEAPセ ンター	R3. 5. 1		の面接場所等、個人のプライバシーが守ら	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第6号	学校教育部教職員課 (電話:053-457-2408)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
229	浜松市教員採用等案内作成及 び教員の魅力を伝えるイベン ト開催業務	株式会社 エイエイピー 浜松支店	R3. 6. 2	0 000 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部教職員課 (電話:053-457-2408)
230	オリパラ教育地域拠点推進事業	オリパラ教育浜松市内 大学連携協議会	R3. 4. 1		て価値あるリソースの提供が可能な市内大学	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課 (電話:053-457-2411)
231		株式会社ベネッセコー ポレーション 小中学 校事業部	R3. 4. 30	6, 445, 000	本市が児童生徒の英語運用能力の向上を目指すために実施する外部試験として、①4技能全てを測定できること、②新学習指導要領に準拠した出題内容であること、③合否判定ではなく、各技能をスコアで評価すること、④「話す」力の測定を短時間で効率的に実施できることが求められる。英語の外部試験は複数あるが、本市の登録業者の中で、この条件で的確に業務を履行できるのは「株式会社ベネッセコーポレーション」以外にない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課 (電話:053-457-2411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
232	浜松市立小学校訪問看護業務 委託	社会福祉法人浜松市社 会福祉事業団	R3. 4. 1	6, 498, 580	委託先については、医療的ケアを受ける児童 及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生 活面での自立を促すよう学校と密に連携して 支援を行うことが必要。 上記を満たす委託先は、当該児童の体調管理 を行っている訪問看護ステーションしかな く、その性質又は目的が競争入札に適さない ことから随意契約(一者特命)とする。 学校における医療的ケアを熟知し対象児童が 通う診療所の訪問看護ステーションを選定し た。	第167条の2第1項 第2号	学校教育部指導課(教育総合 支援センター) (電話:053-457-2428)
233	浜松市水道料金等調定システ ム保守業務	日本電気株式会社 浜 松支店	R3. 4. 1			地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部お客さまサービス 課 (電話:053-474-7812)
234	浜松市水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処 理業務	株式会社エヌ・ティ・ ティ・データ	R3. 4. 1		松市のシステムのデータレイアウトでデータ	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部お客さまサービス 課 (電話:053-474-7812)
235	浜松市浄化槽管理台帳システ ム保守業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	1, 386, 000	作権を有する事業者でなければ対応ができな	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	上下水道部お客さまサービス 課 (電話:053-474-7812)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
236	令和3年度 休日及び夜間修 繕待機業務	浜松上下水道協同組合	R3. 4. 1	7, 769, 190	仏域的に窯湿対応りるだめには、拍圧工事来 老本株式されていて活がしてお苦物目如人口	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話:053-474-7911)
237	令和3年度 浜松市水道地理 情報管理システムソフトウェ ア保守管理業務	株式会社管総研 東京支店	R3. 4. 1	19, 740, 600	保守管理業務、データ更新業務ともに、運用 の安全性、信頼性を維持するためには、プログラムの開発・製造業者である株式会社管総 研以外では対応することができないため。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部水道工事課 (電話:053-474-7411)
238	浜松市下水道情報総合管理シ ステム保守業務	株式会社フジヤマ	R3. 4. 1	3, 850, 000	タ入力後における運用の安全性、信頼性を維	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部 下水道工事課 (電話:053-474-7514)
239	令和3年度 単独第3号 下水道情報総合管理システム データ抽出業務	株式会社フジヤマ	R3. 5. 28	2, 761, 000	会社フジヤマ製の製品である。製品仕様や詳	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部 下水道工事課 (電話:053-474-7514)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
240	令和3年度原委第6号大原浄 水場外計装機器保守点検業務	株式会社日立製作所 浜松支店	R3. 4. 1			地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
241	令和3年度原委第7号常光净 水場外電気計装機器保守点検 業務	三菱電機プラントエン ジニアリング株式会社 静岡支社	R3. 4. 1	6, 380, 000	てシステムなどが構築されており、保守点検	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
242	令和3年度原委第34号水道 施設管理システムデータ登録 及び利用準備業務委託	株式会社NJS 静岡 事務所	R3. 5. 17	18, 700, 000	専門家による分析や広く市場調査を行った結果、最も当市の要件を満たしたシステムがNJS製SkyScraperであり、すでに下水道事業で導入しているため導入経費も抑制でき、著しく有利な価格で調達できるという結論となったため当該システム提供事業者である株式会社NJSへ委託(一者特命)する。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第7号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)
243	令和3年度 委託第17 号 中部浄化センター焼却 灰運搬業務	東海運株式会社 東京 陸運事業部	R3. 4. 1	3, 905, 000	浜松市(または静岡県)及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証(産業廃棄物の種類:ばいじん)を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出形態に対応でき、かつ、再資源化処分が可能な産業廃棄物処理場に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため一者特命とする。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
244	令和3年度における浜松市公 共下水道終末処理場(西遠処 理区)運営事業モニタリング 業務にかかる技術的援助に関 する年度協定	地方共同法人日本下水 道事業団	R3. 4. 1	24, 442, 000		地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
245	令和3年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社日立製作所	R3. 4. 1	20, 350, 000	中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため、「株式会社日立製作所 浜松支店」との一者特命とする。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
246	令和3年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計 装設備保守点検業務	メタウォーター株式会 社	R3. 4. 1		業務にはシステムを構築したメーカーの知	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話:053-441-3631)
247	令和3年度 休日及び夜間修 繕待機業務(北区)	細江町水道工事協同組 合	R3. 4. 1	7, 977, 090	は、一企業では困難であり、内容を熟知し、	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
248	令和3年度 休日及び夜間修 繕待機業務(浜北区)	浜北上下水道協同組合	R3. 4. 1	6, 034, 600	は、一企業では困難であり、内容を熟知し、	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
249	令和3年度 水道施設遠方監 視設備点検業務	シンク・エンジニアリ ング株式会社 開発本 部	R3. 6. 14	1, 650, 000	用しており、他業者ではソフトの解析は不可	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
250	令和3年度 永島配水場外8 施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R3. 6. 14		れており、設備・システム間の性能、安定稼	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
251	令和3年度 休日及び夜間修 繕待機業務 (天竜区)	天竜北遠上下水道協同 組合	R3. 4. 1	7, 170, 130	修繕の迅速な対応と市民サービスの向上のため、年間を通して広域的なサービスを行なうには、一企業では困難であり、内容を熟知し、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
252	令和3年度 天竜区内水道施 設管理業務	天竜北遠上下水道協同 組合	R3. 4. 1	52, 800, 000	施設管理には、各施設の仕組みを把握し事故等の発生時も迅速な対応が求められるため、 長年施設管理に携わり地理にも精通した天竜 北遠上下水道協同組合以外では対応できない ため。	地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0035)
253	令和3年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥運搬業 務	一般財団法人浜松市清掃公社	R3. 4. 1	3, 088, 800	農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。都田地区農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、一般財団法人浜松市清掃公社1社のため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)
254	令和3年度 上市場農業集落 排水処理施設 汚泥運搬業務	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1	1, 574, 100	許可が必要である。上市場農業集落排水処理	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)
255	令和3年度 両島・落合石神 農業集落排水処理施設 汚泥 運搬業務	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1		農業集落排水処理施設から発生する汚泥の収集運搬については、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。両島及び落合石神農業集落排水処理施設がある処理区を収集地域とする許可業者は、株式会社ハマエイ1社のため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話:053-922-0038)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
256		公益社団法人静岡県公 共嘱託登記土地家屋調 査士協会西部事業所	R3. 5. 14	2, 247, 300		地方公営企業法施 行令第21条の14第 1項第6号	上下水道部天竜上下水道課 春野上下水道室 (電話:053-983-0005)
257		浜松観光ボランティア ガイドの会	R3. 4. 1	6, 000, 000	郷土の歴史や文化について米場有に説明・条	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	中区 まちづくり推進課 (電話:053-457-2779)
258	令和3年度 浜松市地域包括 支援センター運営事業業務	医療法人社団あずま会他3法人	R3. 4. 1	208, 480, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
259	令和3年度 浜松市高齢者住 宅等生活援助員派遣事業業務	社会福祉法人慈悲庵	R3. 4. 1	1, 071, 200	【同即有相談センター、週別升護事業を夫肔	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
260	令和3年度 浜松市生活支援 ハウス運営事業業務	社会福祉法人聖隷福祉 事業団	R3. 4. 1	13, 820, 499	本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
261	令和3年度 浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業(短期宿泊事業)業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他7法人	R3. 4. 1	5, 936, 190	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	中区 長寿保険課 (電話:053-457-2062)
262	(一括) 令和3年度浜松市本 庁舎ほか12施設昇降機設備 保守点検業務	東芝エレベータ株式会 社 静岡支店	R3. 4. 1	13, 556, 400円	く、その保守業務については保守機材の確	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	中区健康づくり課 (電話:053-457-2891)
263	令和3年度東区行政連絡業務	東区自治会連合会	R3. 4. 1		もほかに代わるものはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	東区 区民生活課 (電話:053-424-0164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
264	令和3年度西区行政連絡業務	西区自治会連合会	R3. 4. 1	37, 232, 640	るものはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区区振興課 (電話:053-597-1112)
	令和3年度浜松市舞阪表浜駐 車場管理システム機器保守点 検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株 式会社	R3. 4. 1	2, 442, 000	ユニヴァーサル商事㈱は、浜松市舞阪駐車場 管理システム機器賃貸借契約先であるため、 機器の内部を保守点検できるのは、ユニ ヴァーサル商事㈱だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区まちづくり推進課 (電話:053-597-1117)
266	令和3年度浜松市弁天島海浜 公園駐車場管理システム機器 保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株 式会社	R3. 4. 1	3, 280, 200	ユニヴァーサル商事㈱は、浜松市舞阪駐車場 管理システム機器賃貸借契約先であるため、 機器の内部を保守点検できるのは、ユニ ヴァーサル商事㈱だけである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区まちづくり推進課 (電話:053-597-1117)

番号	 業務委託の名称 	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
267	令和3年度浜松市弁天島海浜 公園管理運営業務	舞阪町観光協会	R3. 4. 1		①舞阪町観光協会は、旧舞阪町時代から弁天島海浜公園で観光案内を行いながら、公園施設の適切な管理運営やサービス向上に意欲的に取り組み、日常的に公園の隅々まで状況を担握できる団体であるため。②公園や地域の観光情報をSNS等を通じて発れて多とともに、主要業務の自転を手を通じて発の地域の観光情報をはいて、地元を関係会とともにがあるため。③海水浴運営において、地元観光協会とと特別の地形状況にあ精通し、緊急時にできるの地形状況にあ精通し、緊急時にできるの地形状況にあ精通し、緊急時にできるの地形状況にあ精通し、緊急時にできるの地形状況にあ精通し、関係団体と声に密接な連携で対応できるため。④「海名湖弁天島地域活性化協議会」の要係とながら公園管理運営できる団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区まちづくり推進課 (電話:053-597-1117)
268	令和3年度浜松市舘山寺ター ミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	R3. 4. 1	1, 514, 700		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区まちづくり推進課(電話:053-597-1117)
269	令和3年度舘山寺西海岸清掃 業務	舘山寺温泉観光協会	R3. 6. 1	4, 004, 000	円滑に対応することができる。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区まちづくり推進課(電話:053-597-1117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
270	令和2年度浜松市和地協働センター運営及び講座等開催業 務	一般社団法人和地地区コミュニティ協議会	R3. 4. 1	6, 511, 000	本事業は、浜松市和地協働センターを地域れた。 動の地域をして、更なる利用促進を目的域域の地域のであり、地域を強知してあるを地域が前提である。 地域を対してある各種団ココリーであり、地域を対してある各種団ココリーであり、とがである。 当該協力にあるとがは、一次のでは、一次のでのでは、一次のでのでは、一次のでのでは、一次のでは、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区まちづくり推進課 (電話:053-597-1117)
271	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	R3. 4. 1	28, 847, 287	るため、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区 健康づくり課 (電話:053-597-1120)
272	令和3年度 雄踏町・舞阪町 休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	R3. 4. 1	6, 582, 400	必要な場合に医療機関に受診できるように、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区 健康づくり課 (電話:053-597-1120)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
273	令和3年度南区行政連絡業務	南区自治会連合会	R3. 4. 1	35, 809, 920	南区自治会連合会は、地域に密着した単位を全に、地域に密着した単位を主いた。 本で、「市民の安心に、るのために、るで構成された団体の推進」のためにある。とは、ないので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、ないので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、こので、は、に、こので、は、に、いの、との、は、に、いの、との、は、に、いの、との、は、に、いの、との、は、に、いの、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	南区区民生活課 (電話:053-425-1382)
274	令和3年度浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務		R3. 4. 1	3, 243, 000	向けの活動を行い、これらのノウハウを活か	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	南区 区民生活課 (電話:053-425-1382)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
275	令和3年度浜松市高齢者住宅 等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	R3. 4. 1			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	南区 長寿保険課 (電話:053-425-1542)
276	令和3年度浜松市高齢者あん しん一時宿泊事業(短期宿泊 事業)業務	社会福祉法人三和会外 5者	R3. 4. 1	1, 582, 100	市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	南区 長寿保険課 (電話:053-425-1542)
277	令和3年度浜松市地域包括支 援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外 2者	R3. 4. 1	98, 200, 000	地域包括支援セクー運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、 浜松市地域包括支援セクー運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することが出来ない。南区の3か所の法人は、令和3年2月17日開催の浜松市地域包括支援セクー運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	南区 長寿保険課 (電話:053-425-1542)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
278	令和3年度北区行政連絡業務	北区自治会連合会	R3. 4. 1	41, 989, 860	北区自治会連合会は、地区ごとの単位自治会で構成する住民組織であることから、既に地域ネットワークが確立しており、住民との密接度において他に代わるものがない。また、本業務に求められる迅速性・正確性・経済性の面で最良である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区区振興課 (電話:053-523-1168)
279	令和3年度 浜松市奥浜名湖 ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖観光協会	R3. 4. 1	2, 422, 000	地域の観光情報収集し、観光案内や情報発信	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区 まちづくり推進課 (電話:053-523-1114)
280	(一括) 令和3年度 浜松市北 区引佐地域トイレ浄化槽清掃 業務	東名興産株式会社	R3. 4. 1	2, 260, 610	理実施計画において、北区のうち引佐地区の	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区 まちづくり推進課 (電話:053-523-1114)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
281	令和3年度 浜松市直虎レガシー・インターネット美術館 作成及び管理運営業務	奥浜名湖観光協会	R3. 5. 31	1, 320, 000	今回委託する内容は、専用HPの作成能力との管理運営能力、地域の観光資信力との知識、作品募集を周知する発情力とを技術のは、事用HPの作成にていた。 知識、作品募集を周知する発情力とでは不力がある。 関係では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一個で一	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区 まちづくり推進課 (電話:053-523-1114)
282	(一括)令和3年度浜松市三方 原協働センターほか14施設 昇降機設備保守点検業務		R3. 4. 1		技術は設備設置業者が開発した独自のもので	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区 まちづくり推進課 (電話:053-523-2903)
283	令和3年度 浜松市北区 (細江・引佐・三ヶ日地域) 放課 後児童健全育成事業運営業務	社 会短知法 / 浜松吉社	R3. 4. 1	75, 010, 000	放課後児童クラブは、合併前から各町の社会 福祉協議会に事業を委託しており、社会を祖 協議会が合併してからも継続して委託しての る。放課後児童クラブの運営は、子どもにの 全育成を図るノウハウ及び地域の実情に での理解が必須とされる専門性、在籍児童と での理解が必須とされて保護者及び小学校と 最大6年間にわたって保護者及び小学校全育成 で育成するという継続性、また健全育成 が適切かつ有能な人材確保及び保護者が して利用できる環境づくりをはじめとする 頼性が求められていることから、令和3年 においてもこの事業の運営は、社会福祉 においてもこの事業の においてもこる事業の においてもこる 類においてもこの 類性がなるに 類してがなるに 類してがなるに 類してがなるに 類してがなる。 といても がある。 がなるに がなるに がなる。 がないても においても になる においても におる におり においと において において において に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区 社会福祉課 (電話:053-523-2893)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
284	令和3年度 浜松市北区救急 診療業務	一般社団法人引佐郡医師会	R3. 4. 1	11, 690, 250		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
285	令和3年度 3歳児健康診査 業務	一般社団法人引佐郡医師会	R3. 4. 1	4, 392, 564	専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機 関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
286	令和3年度 浜松市予防接種 等業務	一般社団法人引佐郡医師会	R3. 4. 1		め旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区健康づくり課 (電話:053-523-3121)
287	令和3年度浜松市引佐診療所 臨床検査業務	株式会社エスアールエ ル	R3. 4. 1	2, 541, 264			北区健康づくり課 引佐鎮玉診療所 (電話:053-528-5800)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
288	令和3年度 浜松市三ヶ日協 働センター管理運営及び講座 等開催事業	三ヶ日まちづくり協議 会	R3. 4. 1		この日的を達成りるための地域組織として	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	北区・三ヶ日協働センター (電話:053-524-1512)
289	令和3年度行政連絡業務	浜松市浜北区自治会連 合会	R3. 4. 1		り、正確性、経済性の囲かりも他に登わるも のはない、 気味も在民知嫌もが良い関係も第	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 区振興課 (電話:053-585-1143)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
290	令和3年度 浜北区役所管理 業務	株式会社なゆた浜北	R3. 4. 1		なった部分	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 区振興課 (電話:053-585-1146)
291	令和3年度浜北区スポーツ振 興事業業務	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会	R3. 4. 1	1, 703, 801	地域体育大会やスポーツイベントを実施するためには、各地区とのネットワークを有し、開催時期、会場確保、実施種目及び内容の調整などが必要である。 (公財)浜松市スポーツ協会は、市と両輪となって本市のスポーツ振興を図るとともに、浜北区に支部を持ち、支部内に各競技種目の部会を下部組織として構成しており、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 まちづくり推進課 (電話:053-585-1220)
292	浜松市地域包括支援センター 運営事業業務(北浜)	社会福祉法人聖隷福祉 事業団	R3. 4. 1	一一回刀	会で審議し、承認された法人でなければ受託	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
293	浜松市地域包括支援センター 運営事業業務(しんぱら)	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 4. 1	31, 000, 000 単価分	地域包括支援センター運営事業は、適切、 公平かつ中立な運営を確保することが必要で あり、浜松市地域包括支援センター運営協議 会で審議し、承認された法人でなければ受託 することができない。指名業者は浜松市包括 支援センター運営協議会で浜名・麁玉地区に おける委託の承認を受けた唯一の法人であ る。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
294	浜松市地域包括支援センター 運営事業業務(北浜)	医療法人社団白梅会	R3. 4. 1		り、浜松市地域包括文援センター連宮協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 地名業者は近松市包括支	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
295	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業業務 (中瀬)	社会福祉法人大善福祉会	R3. 4. 1		はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)
296	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業業務(平口)	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1	14, 484, 000	はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 長寿保険課 (電話:053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
297	浜松市春野文化センター管理 運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	R3. 4. 1		浜松市春野文化センターの管理運営を地域 組織に委ねることにより、地域コミュニティ 活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用 を図ることを目的としている。 この目的を達成するための団体としては、 春野地域内で活動するコミュニティ組織であ り、地域全域の住民により運営されている団 体であることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行で きる団体は他には無いため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0086)
298	浜松市佐久間歴史と民話の郷 会館管理業務	特定非営利活動法人が んばらまいか佐久間	R3. 4. 1	4, 136, 000	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。この条件を備え、本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0086)
299	浜松市水窪文化会館管理運営 業務	地域活性化団体よかっ つらみさくぼ	R3. 4. 1	5, 000, 000	浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利活用を図ることを目的としている。この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
300	浜松市龍山森林文化会館管理 運営業務	特定非営利活動法人 ほっと龍山	R3. 4. 1	5, 005, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0086)
301	浜松市天竜区スポーツ振興事 業業務	公益財団法人浜松市ス ポーツ協会	R3. 4. 1	2, 272, 000	天竜区民全世代の健康保持増進や体力づたのとなればし、スポーツの普及がは、地域住民に幅広とをがかける活動がある。 では、地域住民に幅は大会が動きででででである。 では、大会・教団体の育成及がでででである。 では、大会・教団体の育成及がありないでである。 では、大会・教団体の育成及がありない。 では、大会・教団体の育成及がありない。 では、大会が動めをで、一ツ協会は、一次はににおり、大会がある。 では、大会がある。 では、大会がある。 では、大会がある。 では、大会がある。 では、大会がある。 では、大会がある。 では、大会がある。 では、大会が、一ツは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きで	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0072)
302	浜松市横山バス待合所外 2 6 施設浄化槽保守点検及び清掃 業務	株式会社ハマエイ	R3. 4. 1	4, 332, 130	(㈱ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する 法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥(一般廃 棄物)」の清掃を天竜区内で行うことのでき る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0027)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
303	浜松市天竜ボート場コース設 営等業務	有限会社天龍遊船	R3. 4. 1	3, 499, 650	天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、 気象条件やダム放流などによる緊急時のでは、 が必要不可欠である。特に近年において 突発のな豪雨の増加など気を状況が変化し増加などのの きている。 きている。 会激な増水に近年のかでで されに増からいる。 会激な増水にでのでで でで が必要を での が必要を での が必要を でいる。 会激といる。 会激といる。 会激といる。 会談と での の の の の の の の の の の の の の の の の の の	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0072)
304	浜松市天竜ツーリズムセン ター運営業務委託	天竜区観光協会	R3. 4. 1	5, 744, 000	天竜区観光協会は、区内の観光施設を含む、5地区の観光協会支部会員で構成され、区内の緊密な連携のもと、観光地、物産を広く紹介し、観光客の誘致拡大を図ると共に観光事業を通じて、区内の観光振興・地域振興に制造して、区内の観光振興・地域振興名はである。また、浜松・浜名とのでは、では、では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0033)
305	大电ものづくり極角地故官理	特定非営利活動法人本 田宗一郎夢未来想造俱 楽部	R3. 4. 1	5, 786, 000	役場を活用する形で整備された経緯があり、	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話:053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
306	令和3年度 浜松市天竜区放 課後児童健全育成事業運営業 務	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 4. 1	19, 590, 000	放課後児童健全育成事業を実施する者は、浜松市児童福祉法施行細則第8条の16及び浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱第3条の規定に基づき、「放課後児童健全育成事業開始届」をあらかじめ市長に届け出る必要があり、天竜区内を実施場所として本届出をしている事業者が他に無いことから、1者特命とするものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区社会福祉課 (電話:053-922-0023)
307	浜松市地域活動支援センター Ⅲ型事業業務	特定非営利活動法人わかすぎ工房	R3. 4. 1		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である佐久間町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区社会福祉課 (電話:053-922-0024)
308	浜松市地域活動支援センター Ⅲ型事業業務	特定非営利活動法人あけぼの	R3. 4. 1		設・事業者台帳に登載された事業所を運営す	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区社会福祉課 (電話:053-922-0024)
309	浜松市生活支援ハウス運営事 業	社会福祉法人さくま	R3. 4. 1	, ,	められた法人である。また、浜松市生活支援	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
310	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業(天竜(熊除く)、春 野(春南除く)、水窪)	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1		載された事業所に業務を委託するため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
311	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業(熊、龍山)	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 4. 1	1, 700, 000	市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
312	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業(春野(春南))	社会福祉法人白龍会	R3. 4. 1	3, 060, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 〈エリア〉 春野 (春南地区)	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
313	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業(佐久間(浦川除 く))	社会福祉法人さくま	R3. 4. 1		市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
314	浜松市地域包括支援センター 運営事業(天竜、春野)	医療法人弘遠会	R3. 4. 1		れた法人でなければ受託することが出来な	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
315	浜松市地域包括支援センター 運営事業(佐久間、水窪、龍 山)	社会福祉法人天竜厚生会	R3. 4. 1		れた法人でなければ受託することが出来な	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区 長寿保険課 (電話:053-922-0130)
316	(一括) 浜松市龍山保健セン ター外49施設昇降機設備保 守点検業務	株式会社日立ビルシス テム 中部支社	R3. 4. 1	33, 817, 080	本業務は遠隔監視システムを使用し、24時間 監視及び自動点検による予防保全が可能であ る。これは昇降機設置業者の独自技術であ り、設置業者以外では適切な保守管理ができ ないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
317	浜松市予防接種等業務	一般社団法人磐周医師会	R3. 4. 1	39, 565, 103	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関 (医師)の協力が必要不可欠なため、指名競 争入札に適さない。 指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医 師を会員とし、統括する唯一の団体であるた め。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
318	浜松市天竜休日救急診療所診 療及び管理業務	一般社団法人磐周医師会	R3. 4. 1	9, 696, 152	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関 (医師)の協力が必要不可欠なため、指名競 争入札に適さない。 指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医 師を会員とし、統括する唯一の団体であるた め。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
319	浜松市春野歯科診療所歯科技 工業務(クラウン等)	歯科技工俊光	R3. 4. 1	1, 778, 997	持った専門業者であることが必要不可欠であ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
320	浜松市春野歯科診療所歯科技 工業務(義歯等)	てぃーす工房	R3. 4. 1	1, 111, 770	的な打合せが可能であるため医師の疎通を図	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)
321	浜松市天竜休日救急診療所調 剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R3. 4. 1	2, 295, 964		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	天竜区健康づくり課 (電話:053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
322	浜松市生活支援コーディネー ト(市域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社 会福祉協議会	R3. 4. 1	6, 380, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
323	浜松市生活支援コーディネート(地域包括支援センター担 当圏域レベル)業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1		本業務は、地域包括支援センターの担当圏域 単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握 するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関 係者とのこれまでの関わりを活かしながら、 協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡 充に向け働きかけを行うことが必須である。 市内に地区センターを設置して、各地域の地 区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援 を行っており、本事業の実施にあたり代替性 がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
324	ひとり暮らし高齢者等緊急通 報システム事業 (ホームネッ ト株式会社設置分)	ホームネット株式会社	R3. 4. 1	5, 518, 180	緊急通報システム機器の設置業者とその機器 からの通報を受け付けるコールセンターの運 営業者は同一であることから、指名業者以外 では事業実施ができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
325	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(ALSOKあんしんケアサポート株式会社分)	ALSOKあんしんケアサ ポート株式会社	R3. 4. 1	2, 090, 550	緊急通報システム機器の設置業者とその機器 からの通報を受け付けるコールセンターの運 営業者は同一であることから、指名業者以外 では事業実施ができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
326	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業(富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社設置分)	富士通ソーシャルライ フシステムズ株式会社	R3. 4. 1	19, 657, 220	緊急通報システム機器の設置業者とその機器 からの通報を受け付けるコールセンターの運 営業者は同一であることから、指名業者以外 では事業実施ができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
327	ひとり暮らし高齢者等配食 サービス事業	社会福祉法人 公友会 ほか22者	R3. 4. 1	25, 637, 551	人保健福祉局長通知)の遵守などの条件を示	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
328	ささえあいポイント事業管理 機関業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1		とを目的とする団体である。また、法人の定	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2789)
329	浜松市在宅医療・介護連携相 談センター運営業務	公益財団法人浜松市医療公社	R3. 4. 1	30, 280, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)
330	浜松地域在宅医療・介護連携 推進業務	一般社団法人浜松市医師会	R3. 4. 1	8, 000, 000	1711 1712 1713 1713 1714 1715	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
331	天竜地域在宅医療・介護連携 推進業務	一般社団法人磐周医師 会	R3. 4. 1		指名業者は、医療・介護連携の中心となる在	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)
332	浜北地域在宅医療・介護連携 推進業務	一般社団法人浜松市浜 北医師会	R3. 4. 1			地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)
333	中区認知症初期集中支援業務	医療法人社団澤記念会	R3. 4. 1		指名業者は、中区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)
334	南・西区認知症初期集中支援 業務	医療法人好生会	R3. 4. 1		指名業者は、南・西区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)

番号	業務委託の名称	 契約相手方の名称 	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
335	東・北区認知症初期集中支援 業務	医療法人社団種光会	R3. 4. 1		指名業者は、東・北区において当該事業のサポート医の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟しかつ相談室を有しており、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)
336	浜北・天竜区認知症初期集中 支援業務	医療法人社団大法会	R3. 4. 1	1, 128, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話:053-457-2105)
337	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R3. 4. 1	82, 120, 200	元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり、単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで、確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
338	浜松市高齢者元気はつらつ教 室事業	株式会社ヤタロー	R3. 4. 1	16, 819, 800	元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり、単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで、確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)

番号	業務委託の名称	型約相手方の名称 対約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
339	令和3年度浜松市地域包括支 援システム保守管理業務	日本事務器株式会社 静岡支店	R3. 4. 1	6, 627, 555	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が保守を行わない場合、、不具合等が発生した際、仕様を熟知していないために対応に遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
340	浜松市介護予防ケアマネジメ ント業務	医療法人社団あずま会 他21者	R3. 4. 1	216, 284, 000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生 労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一 号介護予防支援事業を実施することができる 事業所は指名業者(案)以外にないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話:053-457-2361)
341	令和3年度浜松市中山間地域 交流デラックス事業業務	山ノ舎	R3. 6. 10	2, 306, 700	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業 務であることから、公募型プロポーザル方式 で審査したうえで、当該業者が本事業に最適 な者であると判断したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話:053-457-2243)
342	令和3年度浜松市地域包括支 援センター運営事業(大平 台)	社会福祉法人 三幸会	R3. 4. 1		ことでより効率的かつ効果的に事業をすすめ	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	 随意契約の理由 	根拠法令等	担当課(施設)
343	令和3年度浜松市地域包括支援センター運営事業(和地)	社会福祉法人 慶成会	R3. 4. 1		虚弱高齢者等の処遇について精通しており、 事業実施体制も確立している法人へ委託する ことでより効率的かつ効果的に事業をすすめ ることができる。地域包括支援センター運営 協議会の承認を得た法人へ委託するため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)
344	令和3年度浜松市地域包括支 援センター運営事業(雄踏)	医療法人社団 一穂会	R3. 4. 1	36, 480, 000		地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)
345	令和3年度浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 三幸会	R3. 4. 1		生活支援ハウス「山崎」を保有している法人へ委託するものであり、他の事業者へ委託することは不可能である。なお、当該施設機能の有効的な活用について熟知し、より質の高い高齢者事業を行うことができる法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164)